

## 入札説明書

公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該仕様等に疑義のある場合は、6に掲げる者の説明を求めることができます。

### 1 公告日

令和7年10月2日

### 2 競争入札に付する調達の内容

- (1) 入札件名  
鶴峯荘第1地点遺跡発掘調査労働者派遣業務
- (2) 契約条項  
契約条件については、別紙「契約書(案)」をベースとして契約書を作成する予定です。
- (3) その他詳細については、仕様書によります。

### 3 入札方法

- (1) 入札は、総額金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額を入札書に記載してください。
- (2) 入札金額内訳書の提出を要します。  
入札金額内訳書の合計金額と入札金額が一致しない場合、その他記入内容に整合性がとれない場合は入札が無効となります。
- (3) 入札者は、所定の入札書を作成し、入札書封緘例のとおり封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。なお、入札を辞退する場合は、一般競争入札辞退届を提出して下さい。
- (4) 入札の際には、確認通知書の写しを入札書に同封して郵送してください。

### 4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、公告第3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

よって、5(1)(カ)で示す競争入札参加資格確認申請書を持参又は郵送で提出してください。

## 5 入札日程等

### (1) 入札日程

手続き等	期間・期日	場所・方法
(ア) 入札説明書及び仕様書の交付	公告の日から	橿原考古学研究所ホームページによる公開 <a href="https://www.kashikoken.jp/offfer/">https://www.kashikoken.jp/offfer/</a>
(イ) 入札説明会	実施しません	
(ウ) 現場説明会	実施しません	
(エ) 入札に関する質問	令和7年10月6日 (月曜日) 午後1時まで	FAXで送信 (別紙、質問様式) なお、送信された際は電話で連絡をお願いします。
(オ) 質問に関する回答	令和7年10月10日 (金曜日) 午後1時以降	橿原考古学研究所ホームページに掲載します。
(カ) 競争入札参加資格確認の申請	公告の日から 令和7年10月14日 (火曜日) 午後5時まで	・持参又は郵送 (競争入札参加資格確認申請書の申請者欄を記入して提出してください。) ・郵送の場合は書留郵便としてください。
(キ) 入札参加資格確認審査結果通知	令和7年10月16日 (木曜日)	書面を郵送します。
(ク) 入札書の提出	(キ)の入札参加資格審査結果の通知を受けた日から 令和7年10月24日 (金曜日) 午後5時まで	・郵便で提出してください。 (書留郵便としてください。) ・入札金額内訳書も添付してください。
(ケ) 開札	令和7年10月27日 (月曜日) 午前10時から	橿原考古学研究所総務課で行います。

(2) 入札書の取消し等

提出した入札書は錯誤による取消しの場合を除き、引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

錯誤による入札を行った場合は、所定の「入札書錯誤無効届」を6で示す場所に5の(1)(㌾)の日時まで提出してください。なお、この場合には本案件の入札には以後参加できません。

(3) 入札回数及び再度入札

入札回数は、2回とします。1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札(2回目)を行う場合があります。

再度入札(2回目)の締切日時については、原則として、開札日の翌日午前9時以降に設定しますので、橿原考古学研究所ホームページ(<https://www.kashikoken.jp/offer/>)を必ず御確認の上、郵便により、締切日時までに入札書を提出してください。なお、再度入札の締切日時までに入札書の提出を行わなかった者は、再度入札を辞退したものとみなします。

6 問い合わせ先

本件の入札手続等に関すること

〒634-0065 橿原市畝傍町1番地

奈良県立橿原考古学研究所 総務課総務係

電話番号 0744-24-1101

7 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19号第1項ただし書各号(保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者など)に該当する者であるときは、免除します。

8 契約書作成の要否等

(1) 要します。

(2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。

従って、7で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに、それを証明する書類を提出してください。

10 落札者の決定方法等

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、5の(3)のとおり、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札(2回目)を行う場合があります。

(2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。

(3) 再度入札(2回目)の開札で落札者がいない時は、再度入札(2回目)で最低価格を提示した者と随意契約を行う場合があります。

1.1 調達手続の停止等

- (1) 入札等を取りやめる必要があると認められる場合は、この調達手続について停止等の措置を行うことがあります。
- (2) この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

1.2 その他

- (1) 本件に要する一切の費用は落札者の負担とし、競争価格に含むものとします。
- (2) その他詳細については、仕様書のとおりです。